

矢掛都市計画伝統的建造物群保存地区の決定理由書（案）

（矢掛町決定）

矢掛宿は、江戸時代に宿場町として栄え、参勤交代の際に数々の大名が立ち寄った旧矢掛本陣石井家住宅及び旧矢掛脇本陣高草家住宅は、国の重要文化財としてその姿を残している。矢掛町の東西を横切るように流れる小田川沿いの道を基軸に発展してきた矢掛が最も興隆するのは、江戸時代から近代にかけてであり、寛永12年（1635）に武家諸法度の寛永令が制定され、参勤交代が制度化されたことで、西国街道沿いの矢掛は宿駅の一つとなった。

矢掛宿の町並は平成5年に岡山県町並み保存地区の指定をうけ、宿場の町並み景観を維持してきた。この結果、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）に伝統的な建造物がいまだ多く存在している。

文化財保護法にもとづく伝統的建造物群を保存する取り組みを検討するため調査研究を行い、平成30年3月に「伝統的建造物群保存対策調査報告書（再調査編）」をとりまとめ、保存地区は、平入の町家と妻入の町家が混在する、江戸時代から近代にかけて繁栄した宿場町の地割や近代商業地の特徴ある歴史的風致を良く残している地区であると再認識した。

また、矢掛町は、平成20年度に町並み中心部の古民家の寄贈を受けたことをきっかけに古民家再生事業を開始し、平成25年度にやかげ町家交流館の整備などをはじめ、新規創業の支援や各種イベントの開催等の取り組みを行うことにより観光客も大幅に増加した。それに伴い、矢掛宿の町並みの評価がより一層高まり、周辺住民の町並み保存に対する機運も高まってきている。他方で、保存地区には近年空き家や建物を撤去した更地の増加も見られ、宿場町の景観を保持していくには、早急に面的な保存を講ずる必要がある。

以上の理由から、これらの伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境の保存を図るとともに、歴史的景観を活かした魅力にあふれた地区を創出するため、伝統的建造物群保存地区の都市計画の決定を行うものである。

なお、保存地区は、旧矢掛本陣石井家に伝わる元禄2年の町絵図をもとに旧西国街道沿いの町並みとし、現在の地割や町並みの保存と活用を支えるコミュニティ等を考慮し、約11.5haとした。